

日本下水文化研究会 第二〇回定例研究会講演

「洛中塵捨場今昔」

洛中におけるごみ処理について

山崎 達雄

1 はじめに

ただいまご紹介をいただきました山崎達雄でございます。

本日は下水文化研究会の研究発表会でございますので、京都の屎尿処理の歴史についてお話させていただきますのだが、この研究会の趣旨なり、みなさんからのご期待であるのかと思つたわけですが、私の力不足もありまして、平成一一年九月に、「洛中塵捨場今昔」を出版させていただきましたので、町触や町日記などの資料も使いながら、主に近世から明治の初期までの京都のごみ処理についてお話させていただきますと思います。

最初にお断りしておきます。現在、農林水産部に

勤めておりまして、廃棄物関係の業務に携わりまし

たのは、大学を卒業して八年間でございます。その後は、大気汚染であるとか、公営企業の関係、また、

ある時期からは、事務職にかわりまして、いろいろな関係の仕事を担当させていただいております。

廃棄物については一〇年以上前の問題意識でありまして、現在の問題に必ずしも精通しているわけございません。廃棄物処理の現代の課題に即してどれだけお話できるのか、自信がありません。最初に、この点をお断りしておきます。

また、私は専攻は技術関係でございますが、古文書については二〇年位、いろいろな先生に個人的に教えていただきましたが、基本的には素人でござい

ます。後ほど紹介いたします古文書の読みが間違っているかもしれませんので、私の資料から引用される場合は、原典にもう一度確認いただきたいと思えます。

2 京都のごみ処理史

最初に、京都のごみ処理の変遷につきまして、簡単に紹介させていただきます。

近世以前、大体一六〇〇年より前のごみ処理ですが、あまりまとまった資料はありません。平安京時代に、街路の清掃等の問題が生じていますが、近世以前について、十分な研究に取りかかれていません。別の機会にお話させていただきたいと思えます。

近世は循環型社会といわれていますが、ごみ問題が全く生じていなかったわけではありません。「河川管理の問題」として、近世はごみ問題がありました。明治の初期になりますと、ごみ処理は、「河川管理の問題」とあわせて「公衆衛生の問題」の二つ

の性格を持つようになってきます。特に、幕末の安政五年から六年にかけて、全国的にコレラが流行いたします。そのこともございまして、明治期に入りますと、「河川管理」よりは、「衛生上の問題」に重点が移っていきます。

また、後ほど紹介いたしますが、明治八年に、化芥所が京都府のなかに設置され、日本で初めてごみの収集や再資源が行われています。官営工場等は、殖産興業の一環として、民間に払い下げられ、京都府でも同じように、明治維新の時につくられました諸施設を民間に払い下げています。化芥所も、明治一五年に、そこで働いていた中心的な人物である、京都府職員広瀬孫三郎に貸し下されています。

明治二一年に町村制がひかれています。京都市は、東京、大阪と一緒に特例市という特別な制度が、明治二三年に設けられます。議会はありませんけれど、官選の知事さんが京都市長さんの仕事をする、市制といっても、完全な自治組織の形ではございません。

明治一五年から特別市が施行される明治三三年までの間は、各学区が連合した戸長役場で、ごみ処理が行われています。京都は、明治初期に番組小学校がつくられますが、学区が四つほど集まりまして戸長役場をつくり、戸籍であるとか、衛生であるとか、いろんな仕事をいたしますが、ごみ処理の仕事も担っておりま。

明治三三年に特別市制が施行され、区役所も再発足するわけですが、ごみの仕事は区役所の業務となり、区長が担当することになります。明治三〇年に市議会でごみ関係の予算を全額削除いたします。このため、ごみ処理は、町の仕事に戻ります。

今から約百年前の明治三三年に、日本でごみに関するはじめての法律である汚物掃除法が成立いたしますと、京都市の業務となり、現在までごみ処理が行われています。

時間の関係もございまして、「洛中塵捨場今昔一洛中におけるごみ処理について」と題しまして、

主に近世から明治の初期までのごみ処理について、史料などにより、詳しく紹介させていただきます。

3 ちり、あくた、塵芥、ごもく……

まず、最初に、ごみの呼称・種類についてであります。資料1をお開けいただけますと、町触に登場するごみに関する言葉の出現頻度を整理しております。岩波書店から「町触集成」、今でいいますと京都で出されました法律や条例、更には通達類をまとめて、翻刻（現代語訳）して、出版されています。京都府総合資料館に古久保家文書が残っておりますが、古久保家文書や三条衣柵町等の古文書を中心に、近世から明治の初期までの町触を翻刻しております。今回、ご紹介する資料もこの本からの引用が多いわけですが、ごみに関する言葉としてどんな言葉があるのか、整理したものが資料1でございます。

「塵芥」、この言葉をどう読むのか、ふりがなを振っております。後で、「ちりあくた」の言葉が登場

いたしますので、多分、「ちりあくた」と読むのと思
います。塵芥、ちりあくた、ちり芥、塵あくた、芥、
こもく、ごみ土、更には、焼瓦・焼土瓦などがあり
ます。現在、私達が日常使用している「ごみ」とい
う言葉は、一回しか出てまいりません。

資料の2を見ていただきますと、享保八年に「二
条御城内に取り捨てられ候、ごみ土二万荷これあり
候」とあり、二条城に捨てられていたごみ土が二万
荷あるということがあります。「捨てるところは馬場
廻り、その他、近所に申し付けるべき候、これを望
みのものは、右取り捨て賃銀入札」ということで、
この資料は、今でいいますと、ごみ土の一般競争入
札の公告であります。ごみという言葉が出るのは、
この一回だけであります。

「ごみ」という言葉を国語辞書でひきますと、日
本国語大辞典には、「水の中に浮遊したり、水の底に
沈殿したりしている泥」とありますので、ごみ土と
いうのは、二条城の堀に捨てられた「ちりあくた」、

現代でいえば、「ごみを含んだ泥」と考えるのが適当
ではないかと思えます。当時の人々がごみという言
葉を使うのと、今、私達が使うのとは、少し違ふよ
うであります。

ごみという言葉が他にないのか、史料を探してみ
ますと、京都市歴史資料館が刊行しております「叢
書 京都の史料2 若山要助日記」の中に、「ごみ」
という用例がありました。「若山要助日記」は、高瀬
川下流にある塩小路村の庄屋若山要助の日記であり
ます。嘉永四年、一八五一年に、「西洞院通木津屋橋
より十軒口下るごみ取の中へ、流死人相かゝりおり
候」とありまして、西洞院川の中に設けたごみ取り中
に、死人がかかったとの記述があります。先程ご説
明いたしましたように、川の中に、水の中に入つて
いる「ちり・あくた」の類を、「ごみ」と考えたこと
と付合すると思えます。

ご紹介しましたように、当時は「ちり・あくた」
の言葉が、今の「ごみ」に当たる呼称であります。

これからのお話の中では、便宜的に「ごみ」という言葉を使わしていただきます。

4 孟蘭盆備物、七夕の笹

それではどんなものが、実際ごみになったのか。

資料2に戻っていただきますと、塵芥等のごみに関する一般的な呼称の外に、焼瓦・焼土瓦、灰、柏、破瓦・焼土、七夕・孟蘭盆備物の出現頻度が高いことがわかります。

まず、「精霊備物・送り火燃しから」がありますが、当時の風習として、お盆などに備えたものを川に流していたわけで、これをごみと考えるかどうかは意見があるかもしれませんが、大きな問題となっておりません。

安政三年の史料でございしますが、この年に鴨川の川浚いが行われています。七月の「来る十五日、十六日、精霊備物、送り火燃しからなど、加茂川筋へ流し候もの、これ有り候よし、右川筋へ塵あくた等

捨べからず旨、先達て御触書御差出し、これ有り」とあります。特に鴨川の川浚いが終わった後です。で、お盆に先祖の霊に備えた精霊備物や送り火の燃しからを含めて、ちりあくたを鴨川に捨てることを厳しく禁止しています。

京都では八月の旧盆になりますと、京都市環境局が、お寺さんなどにご協力を頂いて、市内の約五〇〇ヶ所でお盆の供物を集めています。近世から、お盆の供物等が川に捨てられ、困ってきた歴史がこのような現在のシステムを整ったのかと考えますと、京都の町の歴史の奥深さを、身近なところで感じていただけると思います。

また、七夕祭でございしますが、私も小さい時に七夕の笹をつくりまして、近所の川に流した記憶がございます。滝沢馬琴が著した「羈旅漫録」という本があります。馬琴が京都へ来た旅行記であります。それによれば、七夕の笹は昔から川に流す習慣があったようで、二条、四条河原であれば認めるが、三

条、五条河原で鴨川に流すことを禁止していると書かれています。資料2に戻っていただきまして、安政三年の町触を見ますと、「加茂川筋の(普請(川ざらへ)に付き、右川筋へ塵芥等捨てべからざる旨、先達て相触れ置き候ところ、この節右御普請出来に付き、平常の塵芥は勿論、今後七夕祭並びに盂蘭盆會備物等をも決して捨てべかず」ということで、同じように厳しく禁止をされています。

5 焼瓦・焼土瓦、灰、破瓦・焼土など

次に、焼瓦・焼土瓦についてであります。阪神・淡路大震災ございましたが、その時も、災害廃棄物の処理が大きな問題となりました。近世の京都でも、三回ほど災害、大火でありますが見舞われています。享保一五年の「西陣焼け」、天明八年に「天明の大火」、更には、幕末の元治元年の「蛤御門の変」がきっかけにおきた「鉄砲焼け」であります。このなかで、特に、「天明の大火」は、京都の町を八割方が

焼け尽くす大火で、京都にとつて応仁の乱以来の大火害といわれています。年末に東西の歌舞伎役者が集まりました、恒例の歌舞伎の顔見せ興行が南座で行われますが、南座のすぐ下に団栗橋がございます。その辺りが出火元でございまして、一月の晦日に火が出て、翌々日の夕方によく鎮火いたしました。この焼けた後の家屋、災害廃棄物の処理をどう処理するのかが問題でありました。

次の資料の「大火後の焼瓦等」を読みますと、「西目付方、嵯峨、伏見、鳥羽、車道筋へこの度、類焼の所々より、焼き土並びに瓦等取り捨て候に付き、牛車往来の差し支えに相成り、難儀の旨、車年寄とも願ひ出候」とあります。当時、京都に荷物を運ぶ主な交通路は、一つは高瀬川であります。大阪から伏見へ船でまいりまして、伏見から高瀬川を使つて三条なり四条に着きました。もう一つの運搬路は、この資料にも書いてございますように、嵯峨街道、伏見街道、鳥羽街道等の街道筋を通じて、車借が、

牛車で京都に荷物を運んでくるという経路でござい
ます。これらの街道筋へ焼き瓦や焼き土等が捨てら
れますと、京都の復興に大きな影響を与えますので、
これらの焼き瓦等のごみを捨てることを禁じていま
す。

ちなみに、川につきましても、資料としては載せ
てございませんが、鴨川に対して焼き土瓦を捨てな
いように触れています。ご紹介をいたしますと、「類
焼の向き向きより、加茂川筋河原へ焼き瓦その外
雑々の品、追々取り捨て候由、右の通りにては水行
きに差し支え、以後出水の節、町方へも水あふれ御
難これ有るべき候間」とあります。鴨川へ焼き瓦等
を捨てますと、出水、水が溢れ、町方の者にいろい
ろ迷惑をかけるということで禁止をしております。
更に、「加茂川筋に限らず、その外とも川筋は勿論、
川端へも何によらず決して取り捨て申しまじく候、
右の趣、焼け跡町々へも相触れるべきものなり」と
いうことで、鴨川以外にも捨てることを禁ずる旨、

京都の町中に触れております。

最後に、馬糞についてですが、近世の町の街路は
清潔であると、江戸時代に日本を訪れた外国人が著
めた記事をよくみかけます。馬糞の掃除の町触では、
京都所司代である井上河内守が御所に参内するにあ
たり、ざっと路をはき、道筋にあった馬借等の馬糞
を掃除するように指示しています。外国人が京都を
訪れたり、江戸や長崎に向けて通る毎に、町奉行所
から町方に対して、このような道の掃除等を命じ、
その結果、外国人に街路の清潔な印象を与えたので
はないでしょうか。

一般的なごみの内容については紹介いたしません
でしたが、今のごみ、近代工業化社会が生み出した
プラスチックなどを除き、大きく変わらないと思い
ますが、近世社会を反映して、七夕の笹、お盆の供
え物、更には大火の焼き土瓦などが問題になったと
理解していただきたいと思えます。

6 洛中塵捨場の設置

ごみ処理の問題について、どう対応したのか。資料3により、洛中塵捨場の設置について紹介をさせていただきます。

まず、資料3の参考を見ていただきたいと思えます。「元禄八亥年、御代官所より勘定方へ書き付けを以て御願ひ、京都川筋より塵芥大分大坂川表口へ流れ込み、攝河（摂州と河内でございますが）両国の本田を損ひ、川床高例（高瀬か）に罷り成り、田地のためあしきよし、これを申し来り、これに依り」とあります。京都のごみが川に捨てられて、それが流れて、摂津なり河内の田に影響を与えるところあります。用水が取れないということでしょうか、勘定方から京都の奉行所へ訴えがありました。京都のごみが、摂津まで流れて影響を与えたのか、私自身は検証が必要と考えていますが、このような背景がありまして洛中塵捨場が設置されています。

資料3に戻っていただきますと、洛中塵捨場の設

置の町触についてであります。「先年より賀茂川筋へちりあくた捨て来り候得とも、川筋のさわりに成り候、所々これを改め、この度相定め候ちり捨場七ヶ所へ捨て申すべき候こと」とあります。大阪まで影響を与えたかはふれておりませんが、川へちりあくたが捨てられて、大きな問題になったということでは、この資料から読みとることができると思います。

洛中塵捨場の設置の経過につきましては、先ほど、ご紹介いたしました「京都町触集成」の別巻の中で資料を見いだすことができます。別巻の中に町代日記という資料がございます。京都府総合資料館の古久保家文書にも、町代日記が何冊か残っておりますが、この町代日記はアメリカのハーバート大学に流出したものでありまして、京都大学名誉教授で、近世史の大家でいらつしやいます朝尾直弘先生が見つけられ、翻刻されたものであります。

これによりますと、当時、鴨川の三条であるとか、四条であるとか、二条のところにごみが捨てられて

いたが、そこにごみを捨てに来たのはどの町かと、町奉行所が問い合わせています。また、洛中にある空き地で、塵捨場として利用できる場所がないのかも、照会しております。後ほど詳しく紹介いたしますが、天秤堀の塵捨場につきましては、実際に現地をみて、塵捨場として適当かの判断をしております。また、近所の者が迷惑をするかどうか、天秤堀周辺の人々の意向も聞き合わせ、「今のまま捨てれば、水がついて迷惑をするけれども、下に水抜きを設ければ問題は無い」とのことで、現代でいう埋立処分地設置の同意も得ているとの記載もあります。このような調査等を踏まえまして、塵捨場七ヶ所が設置されています。

京都の地図と対比をしながら、洛中塵捨場の場所について説明いたします。

「室町頭小山口明地」の塵捨場ですが、室町の鞍馬口附近でございます。「今出川口川東長徳寺北川端」の塵捨場ですが、長徳寺が叡山電鉄の出町柳駅

の南側に現存しておりますので、出町柳駅附近と考えています。「二条口川東頂妙寺北川端」の塵捨場ですが、頂妙寺が今でも残っております。今出川口を少し南に下り、二条川端附近になります。「七条出屋敷木津屋橋東少将藪内」と「同所木津屋橋西祐光寺藪内」ですが、これは京都駅の西側のところでございます。三條通西土手東際」の塵捨場ですが、西大路の三条辺りでございます。三條通の御土居の西側にあつた無縁墓地跡を利用したものであります。「聚楽天秤堀之西新町之東裏」ですが、二条城の北側であります。

洛中塵捨場には、「右七ヶ所に札これ有り」ということで高札が立っています。加茂川流域図を付けてありますが、これを見ていただきますと、今出川口の塵捨場に、高札の絵とともに、字は小さいのですが、「チリステバ」と書いてあるのがお分かりいただけます。鴨川の二条辺りにもチリステバという書き込みなり、高札が描かれています。

加茂川流域図は、京の廃棄物史を考える上で貴重な資料でございませう。尿尿についても書き込みがございませう。先ほど、高瀬川は、京都への生活物資を運んだ運搬路という説明をさせていただきますましたが、生活物資だけでなく、京都の人々が排泄する尿尿も、

近郊農村に運んだ運搬路であります。その証左に、高瀬川沿いの三条や四条辺りに「コエバ」という書き込みが、この加茂川流域図にあります。この辺りに肥桶を高瀬船に積み込むためのコエバがあったことが、この絵図から読み取ることができるのであります。

7 天秤堀塵捨場

次に、資料の4、洛中塵捨場の一つであります天秤堀塵捨場についてでございます。天秤堀につきましては、豊臣秀吉が一五八七年、天正一五年に築きました旧聚楽第の堀でございませう。聚楽第は、甥の関白秀次が滅亡した後、壊されました幻の城でござ

いませうが、その中に天秤堀といふかなり大きなお堀がございました。聚楽学区に旧聚楽第の絵図が残っていますが、これによれば、天秤堀がかなり大きな堀であることがわかります。天秤堀の塵捨場は、この堀を利用した塵捨場であります。

天秤堀の塵捨場で興味深いのは、塵捨場を利用する町の範囲が決まっていたことです。元禄一一年の資料を読みますと、「天秤堀塵捨場へ、上は一条辺り、下は二条通、東は新町、西は千本、この内の町々より別て塵芥捨て申すべき候」とあります。天秤堀の塵捨場については、一条から二条通、新町から千本までの町が利用することになっておりました。他の塵捨場につきましては、残念なことに、このような資料が発見されておりませぬので、利用する町を限定していたのは天秤堀だけかどうか、現在のところ不明であります。私の推測ですが、天秤堀だけは、何らかの理由で利用する町の範囲を限定していたのではないかと考えております。

天秤堀でもう一つ面白いのは、元禄一四年の資料でございますが、「天秤堀へこもく捨て候義、最前仰せ付けられ候ところ、頃日は捨て申さず候由、鰐や太兵衛訴え出候」とあります。天秤堀の塵捨場に「こもく」が捨てられていないので、鰐屋太兵衛から町奉行所に訴えが出ていることです。

鰐屋太兵衛については、次の正徳二年の資料で再び登場いたします。京都府総合資料館の古久保家文書の正徳二年の町代日記でございまして、読みますと、「恐れながら願ひ上げ奉り口上書 一つ、天秤堀埋立の儀、私御請負申し上げ」とあります。天秤堀をちりとかあくたで埋めるのでしょうか。更に、読みますと、「八年以前に過半埋り」ですので、八年以前に半分埋まりました。「居宅建て申したく段、御願ひ申し上げ奉り候ところ、建屋の場所に御赦免成し下し候ところ」ということで、家を建てることをお許しをいただいた。「この間、勝手次第家作仕り候よう仰せ付けられ」ということですから、勝手次第

に建築してよいの許可を受けたとあります。「有り難く存じ奉り候、然るところ大方埋り申すに付き、段々家作仕りたく願ひ奉り候、最前御赦免仰せなされられ候えども、八年以前間も御座候間」ということで、八年も経過したので、もう一度確認の意味で書面を差し上げること、書付を出しています。結局、「家作の度」ことに絵図を以て申し上げべき旨、仰せ渡され候」とあり、建築の毎に、絵図を以て願ひ出るように指示されています。

現在も、廃棄物の埋立処分場後にいろいろな施設の建設が計画されますが、埋立処分地の跡地利用は、今も昔も変わらないと思っております。京都は海に面しておりませんので、堀とか空き地とかを利用して、ごみを埋め立てわけであります。

次の資料の5は、祐光寺藪、少将藪についての資料であります。祐光寺藪等は、秀吉が天正年間に築造いたしましたお土居の藪であります。お土居は、京都の周りを、高さ約三メートルの土塁と堀で囲つ

筋は勿論、その外溝川等へ塵芥、灰、粕など、一切取り捨て申しまじく候」と、川筋へのごみ投棄を禁止しています。

また、「右に付き、前々塵捨場七ヶ所相定、その外へは堅く捨てまじく旨、元禄八亥年九月相触れ置き候ところ」と、元禄八年に塵捨場を定めたが、「いにしへの儀に付き、等閑に成り、場所様子も替り、忘却のものもこれ有り趣に付き」とのこと、今回も、塵捨場七ヶ所を再度定めています。

塵捨場の場所は、二三条通御土居敷東際、二条川東頂妙寺北字中河原、室町頭字小山芝、聚楽天枰堀西、今出川口東北の方字犬馬場」とあり、「七条出屋敷木津屋橋東少将藪内」及び「右同所木津屋橋西祐光寺藪内」は替え地と書いてあります。お土居の敷以外は同じ場所ですが、東少将敷及び西祐光寺藪の塵捨場につきましては、「替地」ということで、場所を変えています。この塵捨場の変更については、西町奉行所が塵捨場近くの古老に問い合わせております。

この塵捨場が近くにあった志水町、京都駅の西側に当たる堀川七条辺りですが、に残されている古文書のみみると、「七条出屋敷木津屋橋油小路東入敷際、同所堀川通木津屋橋下る所、右二ヶ所、村役町役のうち、年古きもの一人づつ、右のものに、ちり捨場の儀、申し糺しなられ候間、明二十八日九つ時、西御役所へお召しられ候」とあります。ちり捨場のことについて問い質すため、古老一人づつを西町奉行所に呼び出しています。結局、従前の塵捨場の場所がわからなく、「木津屋橋通西洞院川筋西南道下」と「西九条村領粟嶋前通三哲下ル道筋東側」に新たな塵捨場を設けています。

9 町方塵捨場の設置

洛中塵捨場の復活に関連して、面白い資料がございます。前の資料に戻っていただきまして、「但し、前々の通り捨場相極め候に付き、手遠に相成り」とあります。塵捨場七ヶ所を決めたが、「難儀に及び候

町柄もこれ有る」とあり、町によつては、塵捨場が遠くて不便に感じる町もある。このため、「町はずれ、野中などには決て、溝川へも流れ出ず、兼て農作の勝手にて設置候捨場へ、これ以後も仕來の通り取り捨させたき向もこれ有り候はば、地主よりその段届出べき候」ということで、町が野中などに設置した塵捨場についても、届け出をすれば認めるようになっています。「農作の勝手」ですから、ごみを肥料、堆肥として使うこともあつたと考えられます。

資料の9に、実際に町方塵捨場が設置されたことがわかる資料を付けています。文政七年の西村善雄家文書でございませう。西村善雄家は、二条駅の西側にあたる三条台村の庄屋さんでございませう。資料は途中が欠けていますので、文書全体の正確な内容は分かりませんが、読みますと、「恐ながら願ひ上げ奉り書 町方塵芥捨場の義に付き、先年御触御座候節、三条台の西は百姓共、右塵芥肥し、田畑肥に取り候勝手に付き」とあり、塵芥を田畑の肥やしに利用し

ている。「三条台の内、三条西出口に、右塵芥捨場取り極め申したく願ひ奉り、御聞き届けなし下され、有りがたく存じ奉り候」ということで、町方塵捨場の設置を認めいただいた。しかし、何かの事情で、「右場所にては少々差支の筋御座候間、この度三条台の内、壹町西寄りの程、北側へ場所替え」ということで、場所替えを認めていただきたいと再び願ひ出ています。洛中塵捨場を補完する意味で、町方塵捨場が設置されたわけであります。

10 高瀬川への塵芥の投棄

次に、加茂川や高瀬川等、川筋との関係で、実際に塵芥が投棄されて問題となった事例を、少し紹介させていただきます。

高瀬川への塵芥の投棄については、資料一―一であります。正徳四年の資料ですが、読みますと、「高瀬川筋川端埋め出でちりあくた、その外何にても障りに成り候もの、一切捨へからず、若し違背の族これ

有るにおいては、曲事たるべきことなり」とあります。高瀬川の川端へちり、あくた、その外障りになるものを一切捨ててはならない。もし違反するものがあれば、「曲事」、罰しますとされています。「肥後安房」は町奉行でございます。肥後は西町奉行の諏訪肥後守、安房は東町奉行の山口安房守であります。江戸は北町と南町の二つの奉行所ですが、京都は東町と西町の二つの奉行所であります。

元禄三年に、角倉与一が願ひ出て、高瀬川の川端に、具体的には二条下ル、四条小橋、三条上ル町、松原新屋敷、三条小橋、五条西橋詰、車屋町、六条、四条上ル町の九ヶ所に制札として建ったわけであります。次の明和五年の資料は、真町文書からのものです。真町は、四条河原町の辺りでございまして、町方文書が多数残されています。この真町文書を調べて見ますと、四条の高瀬川に架かっている小橋のたもとにあつた「高瀬小橋制札の写し」がございまして、先ほどご紹介いたしました内容が出てまいり

ます。また、「右制札相立ち候始り、仰せ出され候、古来の儀にて相知れ申さず候」とあり、制札が立つた理由は分からないと町側は答え、「制札修覆立替の儀は、角倉より成られ候」とあり、制札の立て替え、修復は角倉の責任と主張しています。しかし、町奉行所の役人からは、真町と隣接の橋本町に対して、制札の管理について注意するように指示を受けています。真町文書によりまして、高瀬川川端に建てられた制札の町触が裏付けられたこととなります。

11 堀川、西洞院川への塵芥の投棄

次に、堀川についてであります。堀川の現在の姿は、残念ながら川らしい姿をしておりません。二条城の近くに、一部が見えるだけで、後は道路の拡張によつて暗渠化されています。この堀川ですが、昔は白川とか、表川と呼ばれ、清流でありました。資料の12宝暦二年の京町鑑には、「二条より上は、御溝水に引れたるにより塵を浮めず、清浄なりし、

二條より下はさはなく、剩へ朝ぎよめの塵をこの下へ流しければ、芥川とて名所とは成ぬ」とあります。二条より下は芥川の別名が示すように、ごみに埋もれていたようです。

堀川について、もう一つ、安永二年の資料を掲載しています。「壬生村・中堂寺村」とありますが、壬生村は京野菜の壬生菜、中堂寺村は中堂寺大根の発祥地であります。しかし、村の「用水・井手筋」や、その水源である堀川筋へ、近所の町からはなはだしく塵芥を捨てるので、村の用水に支障を生じ、堀川へ塵芥を捨てないように町奉行所へ訴え出でいます。これに関連して、資料の18を見ていただきたいと思えます。この資料は、堀川へのごみ投棄の禁止を、明治五年に京都府に願ひ出た資料です。これから考えますと、堀川へのごみ投棄はかなり深刻で、先ほど、紹介をしました志水町では、町民全員が堀川へのごみ投棄をしない旨、誓約しています。明治も、引き続き河川へのごみ投棄で苦しんだことが

わかります。

堀川に少し離れて、西洞院川が流れていました。西洞院川といつても、今の京都の人は知らないと思いますので、この川筋が描かれている「元禄四年新撰増補京大絵図」の一部を拡大してあります。西端にある堀川と比べてみていただくとわかりやすいのですが、京都は昔から地下水の豊富なところで、西洞院川も京の町の真ん中から湧き出た川でございます。この川は、明治後半になって暗渠化され、京都駅から北野神社まで走り、チンチン電車の愛称で市民に親しまれていた市電の軌道敷となった、幻の川であります。資料13に上げておきましたが、堀川へ塵芥投棄の禁止の町触が出されますと、ほぼ同じような形で、西洞院川へも塵芥の投棄が禁止されています。

12 神泉苑川筋、禁裏御用水等への塵芥の投棄

資料の14は、神泉苑川筋に関する資料であります。

神泉苑は二条城の南側にあり、平安時代には、雨乞いの神事が行われたという由緒ある庭園です。神泉苑から、神泉苑川が流れ出ているわけですが、この川筋へもごみが捨てられるので、これを禁止すると資料でございませう。

次の資料15は、禁裏御用水への塵芥の投棄を禁止する資料でございませう。「山城名勝志図愛宕郡」の絵図を掲載しておりますので、それを見ていただきますとわかると思いますが、禁裏の御用水は、加茂川から水を引き、相国寺を通って禁裏へ流れ込んでいます。明治四三年に疏水ができますと、水道界のみなさまにとつては懐かしい名前なのかもしれません。が、疏水を利用して御所水道がつくられます。現在は、地下水を利用して御所水道がつかれます。加茂川から水をひいていた、御用水と御泉水川と言われた禁裏御用水筋へごみ捨てを禁じております。

資料16は、町中の溝筋へのごみ投棄で困った仏光寺に関する資料であります。仏光寺は、昔は本願寺

を圧倒する勢いがあつたようですが、その後、寺運が傾き、豊臣秀吉が方広寺で大仏を造営した際に、現在の高倉通仏光寺に移転しております。高倉通は、御所の南から仏光寺通まで真っ直な通りですが、絵図で見えていただきますとわかりますが、仏光寺にぶつかり、曲がっております。このために、高倉通の上流の溝筋にごもくが捨てられますと、塵芥によつて溝筋が仏光寺辺りで埋まり、水が溢れて、お寺に被害を及ぼすこととなります。これに困つた仏光寺は、町奉行所に善処方を度々訴えていますが、この訴えに応えて出された町触が、資料の16でございませう。宝暦七年の資料を読みますと、「高倉通仏光寺までの両側の溝筋へ、水上町々よりあくたすて、別て雨天の節ははなはだしく、こもく流れ来り、水溢ふれ、差し障り候間、水上町々よりこもく捨て申さずよう致されたく旨、仏光寺より書付差し出され候間、右町々よりこもく捨て申まじく旨」となっております。仏光寺の日記が残されていますので、これを詳

しくみておきますと、寛政五年のところに、西町奉行所に対して、高倉通の上より溝筋のこもくが流れてきて困る旨の願書を出したことが記載されています。

資料の18は、御土居への塵芥禁止に関する資料ですが、時間の関係もありまして、次にいかさせていただきます。

ごみ焼却についてであります、近世においてもごみを焼くことは行われていたようであります。

「幕末維新京都町人日記高木在中日記」によると、下岡崎で出火があつたが、ごもくを集めて焼いたことが原因である。また、松原のごもく焼き場で火が出で、近在の百姓が消火したなどの記事もございます。ダイオキシンの問題もありますが、現在でも、ごみの焼却は、ごみを減量化し、安定化して埋立処分する意味では有効な方法です。近世において、何故ごみが焼かれたのか。肥料として活用するためなのか、もう少し資料を集めて分析する必要があります。

ますが、ごみを焼くことは昔から行われていたことが分かります。

13 ごみ処理に関する初めての告諭

明治のごみ処理について、簡単に紹介しておきます。資料の18に明治二年の「ごみ処理に関する初めての告諭」を掲載してございます。資料を読みますと、「家まわり門口等、塵芥つもり、悪水溜りては腐敗の氣一種毒を生し、人身にふれて様々の病となる由、先年暴吐瀉の流行するとき、諸方の名医、この病予防の事を説たる中にも、兼て家廻りに腐敗のもの、ちり芥などを置さるよう、悪水の滞らざるように、清浄にせよ」とあります。今まで、河川管理の問題であつたごみ問題が、コレラの流行等により、公衆衛生の問題として認識されていることが、この資料からよくわかると思います。

この告諭に関連して、最近発見した事柄ですが、山梨県でも、これとほぼ同じような告諭が出されて

いることです。山梨県では明治六年に出されていますが、告諭の前半部分は全く同じです。何故、同じ告諭が出されたのか。年次だけを比べると、山梨県が京都府の告諭を参照したと考えられます。明治維新の発祥の地である京都は、衛生分野も含めて近代化への取り組みに意欲的な都市で、先進地である京都府に山梨県から照会したのか。それとも、京都府で衛生行政等を担当した人が山梨県に異動したのか。今後、明治初期のごみ処理に関する他府県の法令を調べてみますと、この辺りの事情について、何かヒントが出てくるのではないかと考えています。

14 日本ではじめてのごみの再資源化

京都では、化芥所により日本で初めてのごみの再資源化が行われますが、このお話をする前に、「塵芥置場」の設置について紹介します。既に、京都では、明治二年に塵捨場が設置されております。この資料を最初にみた時に、何故、「塵芥置場」なのか、考え

ました。資料を見ていただきますと、河原町三条下ル大黒屋町、高瀬四条下ル真町ノ内、高瀬松原上ル式町目、高瀬大仏正面上ルの四ヶ所で、いずれも高瀬川沿いにあります。高瀬川にある高瀬船の船溜まりを利用した「塵芥捨場」の間違いとも考えたのです。この長年の疑問に対して、先ほどご紹介いたしました真町文書が回答してくれました。やはり高瀬船を使って、京都の南部にごみが運ばれたのであります。その目的は肥料か、または、当時、伏見辺りに広がっていた湿地等に捨てられたのか、そこまでは分かりませんが、高瀬船を通じて、ごみが運ばれたことは確実であります。高瀬船は、尿尿だけでなく、京都の人々が排出するごみも運搬する一大静脈路であったのです。

化芥所についてありますが、京都では、明治八年に「化芥塵芥分析規則」が制定され、日本で初めてごみの近代的な収集とごみの再資源化が行われています。規則の第一條をみていただきますと、「市中

各戸に廃棄する塵芥等は日々輸送車を以て」とあり、六四人が四人一組で各町を回り、ごみを収集するとあります。現在とほぼ同じ形の塵芥の収集システムを作り上げています。また、化芥所のごみの再資源化事業ですが、化芥所で、塵芥等を堆積して有益の物品を振り分け、塵芥を再資源化しております。

再資源化につきましても精神的に取り組まれますが、結果的には、時代を先取りしすぎて、失敗に終わっています。この辺りを詳しく説明すると時間が長くなりますので、拙稿の「洛中塵捨場今昔」をお読みいただきたいと思えます。

14 尿小便をめぐる争い

最後に、下水文化研究会ですので、尿尿のことに ついて、少し紹介をさせていただきます。先ほど、洛中塵捨場の復活の契機となったのは天明の大火と申し上げました。この大火は、肥料として利用されていた尿小便の流通にも、大きな影響を与えました。

京都の人々が毎日排出する尿小便は、京都周辺の村々で利用されるばかりでなく、高瀬川沿いや上鳥羽村等にあつた尿間屋を通じて、摂津、河内の村まで運ばれ、肥料として利用されてきました。現在の枚方市にあたる河内国交野郡の村々では、上鳥羽村の尿間屋を通じて、古くから京の尿小便を得ていました。また、枚方市の淀川対岸にあたる高槻市の摂津国嶋上郡では、京都から伏見まで高瀬船で運ばれた尿小便を、村の小船等を使って、伏見まで取りに行っています。

天明の大火によって、京都の町中の厠はほとんど焼け落ち、また、大勢の人々が京都近郊の村に疎開することになります。このため、京の尿小便は底を尽き、京都周辺の村々では、肥料が不足する事態が生まれたのです。山城国の約四〇〇ヶ村は、天明八年四月に、尿間屋による摂津、河内への尿小便の運搬の中止、更には、摂津、河内の百姓による京都でのくみ取りの差し止めを求めて、京都町奉行所に訴

えています。この訴えはすぐ認められましたが、時を経ずして、京都から肥料の供給を受けていた摂津、河内の村々から、強い反対運動が起り、両者の間で半年以上にわたる争いにまで発展します。結局、天明八年二月に、京都町奉行所の採決があり、屎問屋が扱っていた「問屋屎」の二割と、摂津、河内の百姓が京の町屋と直接取引していた「得意屎」が一日一〇〇荷を、摂津、河内の村々に積み出されることで決着しています。天明の大火は、洛中の人々ばかりでなく、摂津、河内の人にとっても忘れることができない大事件であったのです。

質問

塵捨場の配置をみまして、御所の北側に室町頭の北側に塵捨場があったわけですが、御所に汚染が流

れ込むことはなかったのか。ここに塵捨場を設置する特別の理由があったのか。水との関係で、御所に影響を与える塵芥はなかったのか。

答

天秤堀や今出川口などの塵捨場については、資料が散見されますが、室町頭の塵捨場については、町触以外に資料は見つかっていません。このため、ここに設置された背景等についてお話できるものではありません。ただ、禁裏御用水への塵芥の投棄はかなり厳しく禁止されておりまして、上流側の町々に何度も町触が出されています。また、禁裏御用水が塵芥で詰まって、御所に影響を与えたことはないと思います。

(本稿は、平成二二年六月一〇日の下水文化第一回定例研究発表会の内容を加筆修正したものである。)

資料1 町触れに登場する「こみ」に

関する言葉の出現頻度

	塵芥	ちりあくた	ちり芥	塵あくた	芥	こもく	ごみ土	焼瓦・焼土瓦	灰	柏	破瓦・焼土	七夕・孟蘭盆備物	塵捨場	塵芥捨場
元禄5年(1692)～享保11年(1726)	4	6	1			2	1						5	
享保12年(1727)～寛保3年(1743)	2		1			2								
延享元年(1744)～宝暦7年(1757)	1		1		1	2								
宝暦8年(1758)～明和5年(1768)		1			2	4								
明和6年(1769)～安永7年(1778)	4	1	3		1									
安永8年(1779)～天明8年(1788)		4	2			1		4	1					
寛政元年(1789)～寛政10年(1798)	3	1				3		1	1			1	2	
寛政11年(1799)～文化5年(1808)	4	1	1		2	1		2	2			2	2	
文化6年(1809)～文政2年(1819)	4	1						2	2					
文政3年(1820)～天保5年(1834)	2	1				1		1	1			1	1	
天保6年(1835)～弘化4年(1847)	2	1				1		1	1			1	1	
嘉永元年(1848)～文久2年(1863)	4			1				1	1	1	3		1	
元治元年(1864)～慶応2年(1867)														
計	30	17	9	1	6	17	1	4	9	8	1	3	10	7

『京都町触集成』第1巻から第13巻により、町触れに登場した「ごみ」に関する言葉の頻度を集計した。

資料2 ごみ（塵芥）の種類

〔ごみ土〕

□享保八年（一七二三）

一 二条御城内ニ被取捨候ごみ土式万荷在之候、捨所ハ馬場廻り其外近所ニ可申付候、望之ものハ右取捨候賃銀入札、来ル十五日四つ時東御役所江持参可申候、以上

卯二月十日

（京都町触集成第一卷 1340）

〔精霊備物・送り火燃しから〕

□安政三年（一八五六）

一 来ル十五日十六日精霊備物送り火燃しから等、加茂川筋へ流し候もの有之候由、右川筋へ塵あくた等不可捨旨、先達而御触書御差出し有之、殊ニ此節御普請中右体之義有之候而ハ不宜候間、当年者勿論向後一切右備へもの等流し申間敷旨、御役人中被仰渡候、以上

七月

（京都町触集成第十二卷 695）

〔七夕祭・孟蘭盆会備物〕

□安政三年（一八五六）

加茂川筋御普請ニ付、右川筋江塵芥等不可捨旨先達而相触置候処、此節右御普請出来ニ付、平常之塵芥者勿論、向後七夕祭并孟蘭盆会備物等をも決而不可捨、永々違失無之様、所役人共心付可申候右之趣洛中洛外裏借屋ニ至迄不洩様可相触もの也

辰八月

（京都町触集成第十二卷 699）

〔大火後の焼瓦等〕

□天明八年（一七八八）

西目附方

嵯峨伏見鳥羽車道筋へ此度類焼之所々より焼土并瓦等取捨候ニ付、牛車往来之差支ニ相成難儀之旨車年寄共願出候、此節車方差支候而ハ諸向之差支ニも相成候間、右道筋江焼土瓦等取捨申間敷候、此旨町々江早々雑色町代より可申通候事

申二月八日

（京都町触集成第六卷 1511）

〔馬ふん〕

□宝曆十年（一七六〇）

明廿八日、井上河内守殿御参内候間、御道筋
ざつとはき置、馬ふん等掃除いたし候様可申

聞候事

辰三月廿七日

（京都町触集成第四卷 297）

資料3 洛中塵捨場の設置

〔洛中塵捨場の設置〕

□元禄八年（一六九五）

ちり捨場之覺

- 一 室町頭小山口明地
- 一 今出川口川東長徳寺北川端
- 一 二条口川東頂妙寺北川端
- 一 七条出屋敷木津屋橋東少将敷内
- 一 同所木津屋橋西祐光寺敷内
- 一 三条通西土手東際
- 一 聚楽天秤堀之西新町之東裏

右七ヶ所二札有之候事

亥九月

上下京町 代

（京都町触集成第一卷 102）

□ 触

一 先年より賀茂川筋へちりあくた捨来候得
共、川筋のさハりに成候所々改之、此
度相定候ちり捨場七ヶ所へ捨可申候事
堀川へちり芥捨之儀前々より停止候処、今
以すて候儀不屈候、向後左様のもの於有之
者、急度可申付候間、一切捨さる様に可令
触知候事

亥九月十二日 上下京町 代

（京都町触集成第一卷 103）

（参 考）

七ヶ所塵捨場

- 一 二条通上ル東河原 但聖護院領 塵捨場
- 一 今出川通東河原 但田中村領 同断
- 一 小山郷野中 但小山村領 同断
- 一 天秤堀 同断
- 一 三条通西土居際 但古来之焼場跡 同断
- 一 七条出屋敷敷之内二二ヶ所

右此二ヶ所角倉与一預少将敷祐光寺敷

元禄八亥年御代官所より勘定方江以書付御

願京都川筋より塵芥大分大坂川表口江流込攝
河兩國之本田損川床高例(瀬か)二罷成田地之
ためあしきよし申来依之七ヶ所塵捨場被仰付
向後川表江塵芥捨不申右之場所江捨候様二申
渡候事并近国土砂止諸大名衆江被仰付候事

(川方勤書)

資料4 天秤堀塵捨場

〔天秤堀塵捨場の利用〕

□元禄十一年(一六九八)

覚

天秤堀塵捨場江上者一条辺、下者二条通、東者
新町、西者千本、此内之町々より別而塵芥捨可
申候、猥に外江捨候者越度可申付者也

寅十二月

(京都町触集成第一卷 194)

□元禄十四年(一七〇一)

一 天秤堀江こもく捨候義最前被仰付候処、頃
日者捨不申候由鰐や太兵衛訴出 候間、
先達而申付候所々江弥すて候様二可申渡
候、他所へ捨候を太兵衛見届訴出候ハ、急
度可被仰付旨申付候得と、御役人方被仰渡

候

巳十月六日

(京都町触集成第一卷 296)

〔天秤堀塵捨場の跡地利用〕

□正徳二年(一七一二)

恐奉願上口上書

聚楽天堀白銀町

鰐屋太兵衛

一 天秤堀埋立之儀私御請負申上八年以前過
半埋り候二付居宅建申度段御願奉申上候
処建屋之場所二御赦免成下候所二此之間
勝手次第家作仕候様被為仰付有難奉存候
然所大方埋り申二付段々家作仕度奉願候
最前御赦免為仰候得共八年以前間茂御座
候間乍恐此度御願奉申上候以上

正徳式年辰三月十四日

鰐屋太兵衛 印

右書付を以石橋喜左衛門様へ申上候処断之段
御聞届被遊候間勝手次第家作可仕候乍併家
作之度毎二絵図を以可申上旨被仰渡候二付此
段太兵衛方へも此方より申渡候右書付熊倉市

太夫様へも三月廿一日差上ケ申候

(古久保家文書「正徳二年番日記」)

資料5 祐光寺藪・少将藪塵捨場

〔祐光寺藪・少将藪塵捨場〕

□元禄十五年(一七〇二)

寛文九四年之右絵図于有之内藪三拾六ヶ所之内野口藪壹ヶ所中堂寺藪式ヶ所此三ヶ所者寛文十戌年新畑于成上柳藪壹ヶ所者同年惣檢□屋敷として相渡候故右四ヶ所者今度新図于除之祐光寺藪少将藪此両所者元禄八亥秋塵捨場于成といへ共両藪之垣于今年之依令修補新絵図于不除之都合三十式ヶ所之藪地壹間之地を三分于編て新図作之者也

元禄十五年十一月

〔祐光寺藪〕・〔少将藪〕等の藪絵図は省略)

(京都大学総合博物館所蔵「内藪絵図」)

資料6 加茂川筋三本木塵捨場

〔加茂川筋三本木塵捨場〕

□正徳五年(一七一五)

覚

加茂川筋三本木塵捨場、柵破損御修復入札有之候間、明廿五日より廿七日迄之内、綾小路通西洞院東へ入ル町南倉甚兵衛宅へ、家持請人召連參、根帳写取、同廿八日肥後屋敷二而礼披候様二、望之者とも江可相触者也

五月廿四日

(京都町触集成第一卷 764)

資料7 田中領往還道筋塵捨場

〔田中村領往還道筋塵捨場〕

□享保十年(一七二五)

加茂川筋東側、田中村領往還道筋塵捨場困御修復有之候間、明後廿日より廿三日迄、油小路二条上ル町角倉甚平宅へ家持請人召連參、仕様帳写取、廿四日四つ時於志摩屋敷札披候様二、望之売人共へ可相触者也

巳七月十八日

(京都町触集成第一卷 1617)

資料8 洛中塵捨場の復活

〔洛中塵捨場の復活〕

□寛政十年（一七九八）

西公

町々悪水抜之溝筋常々無油断浚候所も相聞候得共所柄ニ寄無掃除ニいたし雨天之節こもく等押流候故往還江水あふれ出往来難渋之所も有之趣相聞候間前以触置候通平日掃除等入念申付、右体之儀無之様可申致候

一 賀茂川堀川西洞院川筋江塵芥等一切捨間敷旨毎々触置候処不相守火災後別而猥ニ相成川近所之町々より者右川筋を塵捨場之様ニ心得候ものも有之趣ニ而水行之障相成川下国役御普請之水勿杭江塵芥流懸り右杭木押倒候茂有之趣相聞殊堀川筋者先年も不時之洪水ニ而橋々懸り物多水溢下辺町家江水入及難儀候向も有之候間以來者右川筋者勿論其外溝川等江塵芥灰粕等一切取捨申間敷候

一 右二付前々塵捨場七ヶ所相定其外江者堅捨間敷旨元禄八亥年九月相触置候処年古儀二付等閑ニ成場所様子も替り忘却之者も有之趣二付猶又左之七ヶ所塵捨場二可

致旨建札いたし置候条、向後川筋近所之町役人共別而心を付水行之障ニ成候儀堅不致左之場所江取捨可申候

三条通御土居敷東際

二条川東頂妙寺北字中河原

室町頭字小山芝

聚楽天秤堀西

今出川口東北之方字犬馬場

七条出屋敷木津屋橋東少将敷内替地

木津屋橋通西洞院川筋西南道下

右同所木津屋橋西祐光寺敷内替地

西九条村領粟嶋前通三哲下ル道筋東側

但前々之通捨場相極候付手遠ニ相成及難儀候町柄も可有之町はつれ野中等二者決

而溝川江も不流出兼而農作之勝手ニ而設置候捨場江此以後茂仕来之通取捨させ度

向も有之候ハ、地主より其段可届出候

右之趣洛中洛外町々江不洩様可申通事

午八月

右之通被仰渡候二付申通候以上

山中仁兵衛

町代 誰

（京都町触集成第七卷 1591）

資料9 町方塵捨場の設置

〔町方塵捨場の利用〕

□文政七年（一八二二）

乍恐奉願上書

- 一 町方塵芥捨場の義ニ付先年御触御座候節
三条台之西八百姓共右塵芥肥し田畑肥ニ
取候勝手ニ付則三条台之内三条西出口ニ
右塵芥捨場所取極申度奉願御聞届成下難
有奉存候然ル処右場所ニ而ハ少々差支之
筋御座候間此度三条台之内壱町西寄程北
側江場所替仕度奉願上候尤近辺何も差支
無御座候間御慈悲ニ右之処（以下欠）

（西村善雄家文書 C2 148）

資料10 加茂川への塵芥の投棄

〔加茂川へのごみ投棄の禁止〕

□明和三年（一七六六）

加茂川筋三条下ル橋下敷石之南川中より敷石
江懸り近來こもく等捨候旨訴出候、先達而も右
之場所川中江こもく等捨間敷旨近町江申渡し
置候所、今以こもく等捨候段不埒二候、重而右
鉢之者有之候ハ、押置訴出候様場所掛り之町
江申渡置候間、此旨相心得、以来何二而も捨申

間敷候

右之趣近町江可相触者也

戌十月

（京都町触集成別卷第二卷

補782「塩屋町文書」）

□正徳四年（一七一四）

条々

五条橋詰

- 一 往還の人并牛馬に至迄、橋の上に停滯いた
すへからさる事
- 一 橋下敷石より上下壱町之内にて、石砂魚を
取へからさる事
- 一 敷石上下壱町の外たりといふとも、東西之
石垣近所、惣而川岸を除、中筋にて石砂可
取之事
- 一 敷石の上ちりあくたを捨、又ハものをあら
ひ水をあひ申ましき事
- 一 町裏の石垣一切築く出間敷事
- 一 右条々可相守此旨、若於有違犯之族者可為曲事
者也

午十一月 日

肥後
安房

(京都町触集成第一卷)

資料11 高瀬川への塵芥の投棄

〔高瀬川へのごみの投棄禁止〕

□寛文十三年(一六七三)

一 高瀬川筋へちりあくた少二而も捨申間敷候、他所より捨二参申候共其もよりより吟味可仕候、御用木大分くり申二付、ちりあくたつかえ二罷成候由、二条より五条迄之内相触候へと被仰付候

丑ノ八月十三日

(京都町触集成別巻第二卷

「塩屋町文書」 525)

□正徳四年(一七一四)

瀬川筋川端埋出ちりあくた、其外何にてもハりに成候もの一切捨へからす、若違背之族於有之者可為曲事者也

午十一月 日

肥 後
安 房

以前者高瀬川筋へちりあくたと認候処、元禄三午年角倉与一依願両川端埋出 と書入之、是ハ

先年之断事也

右札場九ヶ所、左之通

二条下ル 四条小橋 三条上ル町

松原新屋敷 三条小橋 五条西橋詰

車屋町 六条 四条上ル町

右藪札、川札都合式拾六枚前角倉与一方より札差越、此方二而相認、与手代呼寄渡之

(京都町触集成第一卷)

□明和五年(一七六八)

高瀬小橋制札写

高瀬川筋両川筋埋出ちりあくた其外何にてもさハりに成候もの一切捨てへからす
若違背之族於有之者可為曲事者也

亥四月 日

播 磨
土 佐

右制札相立候始り被仰出候古来之儀二而相知れ不申候制札修覆立替之儀ハ自角倉被成候其節御役人両町年寄へ非常之節懸人目候様二被仰置候右之通相違無之候以上

子九月

真 町

橋本町

右之通橋本町へ東 御役所より被仰付当町へも
伝達何方立会吟味いたし候 付九月八日町代へ
被仰出候

(真町文書)

を尋ぬるほり川の水

と詠じ給ひしも此所也又此川に十一号有

○埋川○芥川○思染川○白川○面川○鏡川

○君川○内川○高茂川○流川○面影川

いづれも古歌あれども略之

資料12 堀川への塵芥の投棄

〔京町鑑にみる堀川〕

□宝暦十二年(一七六二)

○堀川通

△此通往音大内裏の外構の古跡也此川の水
源は加茂川より分れ二股川と又今宮社の
前を流るゝ若狭川の末と合して西方人家
の下を流て上立売の東にいたり北方人家
の下をながれて東堀川に出又西方人家の
下を流れて元誓願寺通の南にて川頭はる
是より一條戻橋に出一條の南より六條本
國寺の門前を経て上鳥羽の上の橋の下に
ながれ吉祥院川の末に入小枝の南迄桂川
に合して淀川に入る也千五百番歌合

野々宮左大臣

うれしくもその人数にながれきて あと

○是より東堀川分

○二條下ル

▲土橋町 此町より御池まで東は油小路ま
で堀川院ありし旧地也其頃二條より上は
御溝水に引れたるにより塵を浮めず清淨
なりし二條より下はさはなく剩へ朝ぎよ
めの塵を此下へ流しければ芥川とて名所
とは成ぬ此院の御園の風景筆にも及ばず
となん上なき洞院にて有しとぞ

(宝暦十二年京町鑑)

□安永二年(一七七三)

壬生村中堂寺村用水井手筋堀川筋近辺之町々
より近年夥敷塵芥捨候二付、用水滞難儀致シ候
旨相願候、塵芥捨間敷旨度々被仰付候処、不相
用候儀ハ不埒之事二候、此旨町々申合せ堀川筋

江塵芥堅捨間敷旨、此方共より町々江申付メ候様被仰渡候、

已上

已十月九日

町代 何某

(京都町触集成第五卷 895)

已十二月

一 堀川并西洞院川筋江芥捨申間敷旨、享保年中所々御札等も被建置、猶又御触書も御差出被成候処、近來猥ニちり芥等取捨、川筋水湛非常之節差支并水下村々用水之妨ニも相成候間、右川筋江ちり芥堅為捨申間敷候、此已後たとへ他町よりちり芥取捨候共、其川筋町々御咎被仰付候間、右之趣堀川筋并西洞院川筋町々江可申通事

已十二月

(京都町触集成第五卷 930)

資料13 西洞院川への塵芥の投棄

「西洞院川へのごみ投棄の禁止」

□宝曆五年(一七五五)

西洞院川筋へちり芥捨候者有之致難儀候間、川筋近辺より塵芥捨二来候儀御指留被下度旨、西

洞院通綾小路下ル町より七条下ル町迄之町々願出候間、西洞院通川筋上下共ちり芥捨申間敷旨、近辺町々江町代共より申通候様被仰出候間、間違無之様可申通候事

亥三月

西目附方

町代

(京都町触集成第三卷 1610)

一 西洞院蛸薬師下ル町両側町より先達而御願申上西洞院川筋江塵芥流不申候様御制札御渡被下度旨相願候二付西御目付方入江吉兵衛殿御掛り御見分相有之御吟味之上同通蛸薬師上ル町蛸薬師西洞院西二入東江入之町々被召出制札被立候而も指構無之哉之儀御尋之上指構無之候へ共御願ハ一統ニ不申上候旨申之候其後右御制札御渡被成御見分之上蛸薬師下ル西かわ川際ニ相立申候依之右川筋江塵芥捨二来り候儀御指留被成下候様西洞院通綾小路下ル町より七条下ル町迄之町々より願出候間西洞院通川筋上下共ちり芥捨不申候様町代より可申通旨被仰渡候儀御書付左之通三好半助紙二而

西洞院川筋江ちり芥捨候もの有之致詮議
候間川筋近辺より塵芥捨二來候儀

御指留被下度旨西洞院通綾小路

下ル町より七条下ル町迄之町々願出候間

西洞院通川筋上下共ちり芥すて

申間敷旨近辺町々江町代共より申通候様

被 仰出候間問違無之様可申通候事

亥三月 西目付方

町代中

右之通西洞院通之東西式三町程之間町々江御
書付之趣申聞候様入江殿被仰渡支配之銘々宅
へ町々呼寄申渡し但東八室町通迄西八油小路
通上ハ迄下ハ迄之間町々江申渡承知□年寄□
□ニ而支配々江取置之候尤右之通此方共より
申渡し先例ハ堀川筋之方ニ有之此帳前条之所
ニ先例留置申候

(古久保家文書 「宝曆五亥年 番日記」)

資料14 神泉苑川筋への塵芥の投棄

□宝曆五年(一七五五)

神泉苑町川筋江こもく捨候者有之難儀いたし
候間、川筋近辺よりこもく捨ニ來候儀御指留被
下度旨、神泉苑町御池下ル町より三条下ル町迄

之町々願出候間、神泉苑町川筋江上下共こもく
捨申間敷旨、近辺町々江町代共より申通候様被
仰出候間、問違無之様可申通候事

亥十二月廿九日 西目付方

町代中江

右之通書付御出し被成候二付、左之町々江田内
与助より申通候事

御池通 神泉苑町東へ入町より

大宮東入町迄

姉小路通 同断

三条通 同断

大宮通 御池上ル町より

三条下ル町迄

新シ町通 同断

町数拾四町

(京都町触集成第三卷 1704)

資料15 禁裏御泉水川への塵芥の投棄

〔禁裏御泉水川筋へのこみ投棄禁止〕

□寛政三年(一七九一)

(八月廿四日)

一 禁裏御泉水川筋へ不浄之もの并芥あくた
捨申間敷旨、御泉筋町々触

(京都町触集成別巻第一卷)

「御触頭書(六番)第三拾貳番」

資料16 仏光寺と高倉通への塵芥の投棄

「高倉通の両側溝筋へ水上町々よりごみ投棄禁止」

□宝曆七年(一七五七)

高倉通仏光寺迄之両側之溝筋江水上町々より
芥すて、別而雨天之節者夥敷こもく流来水溢差
障候間、水上町々よりこもく捨不申様被致度旨、
仏光寺より書付被差出候間、右町々よりこもく
捨申間敷旨、町代共より申通候様被仰出候間、
間違無之様可申通候事

丑五月

西目附

町代中

(京都町触集成第三卷 1895)

資料17 御土居への塵芥の投棄

「御土居へのごみ投棄の禁止」

□安永六年(一七七七)

東目付方

御土居筋垣竹拔取、或者垣内江塵芥之類捨物い

たし、且又囲竹日覆之笹枝等 取荒候趣相聞、
甚不埒之事二候、以来右躰不埒無之様、御土居
筋町々村々江 不洩様申通可置事

西七月

(京都町触集成第五卷 1464)

資料18 明治期のごみ処理

「ごみ処理に関する初めての告諭」

□明治二年(一八六九)正月十日

家まわり門口等塵芥つもり悪水溜りてハ腐敗
の氣一種毒を生し人身にふれて様々の病とな
る由先年暴吐瀉の流行するとき諸方の名医此病
予防の事を説たる中にも兼而家廻りに腐敗のも
のちり芥などを置さるよう悪水の滯らさるよう
に清浄にせよとあり京都の町々兎角塵芥腐敗の
もの多溝さらへも怠れり是 等の事より諸人
様々の病にやみては不便の事に付町内申合せ
町々の掃除溝さらへ等に早速取掛るへし是病難
を未た萌さゝるに防き人命を未た病さるに救う
理りなれハ疎に考る事なかるへし

右之通洛中洛外社寺トモ無洩相達ル者也

巳巳正月十日

京都府

(「京都府史」)

〔一〕み置場の設置

□明治三年（一八七〇）

塵芥置場別紙之四ヶ所工取極候間京地中塵芥之義可成夕ヶ右場所工取捨候様可申通此段相達候事

庚午正月

京都府

大年寄江

別紙

塵芥籠置場

河原町三条下ル大黒屋町

古溜池橋南詰

高瀬四条下ル真町ノ内

浜地

高瀬松原上ル式町目

高辻橋南詰

高瀬大仏正面上ル

船廻シ北詰

（絵図 省略）

〔京都府史〕

〔堀川へのこみ投棄の禁止〕

□明治五年（か）

一 堀川筋塵芥取捨候儀不相成旨三月五日被

仰渡候通戸毎ニ申付置候処其後夜分至ほかに取捨候者有之候付尚又此度敵敷被仰渡候様御兩役より町々江御達し相成右ニ付町分御役中より前書之趣被仰聞御承知仕候然ル上ハ家持借家末々小者ニ至ル迄申付向後心得違不致様急度申付置候様可仕候万一心得違仕候もの有之候ハ、如何様被仰付候得共聊申分無御座候依之家持借家連印御請書差上申候処

如件

〔志水家文書〕

〔化芥所による塵芥の収集・再資源化〕

□明治八年三月（一八七五）

御一新已来人民御保全之趣ニ基キ勸業授産之道相開貧民救済之儀追々世話致遣候處懶惰或ハ老弱婦女等ニシテ産業之取付モ不致今以敗衣ヲ着シ道路ニ於テ塵芥廃棄之物ヲ拾ヒ取日ヲ消候者往々相見ヘ候右者従前非人乞食ト相唱候類之所業ニテ御主意ニ悖リ候ノミナラズ人身之醜態ヲ極候訳ニテ誠以遺憾之至ニ不堪候依而今般濟貧之規則設立右輩ヲシテ生活之

術ヲ得セシメ往々職業相辨へ門戸ヲ治ル基本之為先都下塵芥ヲ分析煉製シ貧民ヲシテ此作業ニ従事セシメ生活之為雇賃差遣製煉之方法等ヲモ可令教授候條別紙規則ニ照準シ篤卜其旨趣ヲ辨知シ各協力相助ケ共々国家ノ繁栄ヲ相計ル事肝要タルヘキナリ

但本文規則施行日限之儀者追テ可相達事右之趣上下京市中へ無洩相達スル者也

〔別紙〕

化芥塵芥分析規則

塵芥採取

第一條 市中各戸ニ廢棄スル塵芥等ハ日々輸

送車ヲ以テ各町ヲ順リ取集メ先ツ第二條ニ示ス箇所ニコレヲ採取ス

一 上下京市中町数一千六百八十八町

一 採取夫六十四人ヲ十六ニ分別シ四人ヲ一聯ト為シ一日二五町ヲ順リ其塵芥ヲ採ラ

シム

一 十六聯ヲ以テ順町セシムレハ一日順ル處ノ總数八拾町ナルヘシ而メ二拾四日目ヲ期シテ上下京市中ヲ全順ス休暇アルヲ以テ三日ノ増ヲ用意セリ

但町分ニヨリ塵芥棄ル量ノ多少アリ

現地コレヲ見合セ採取シ務テ敗穢ノ口滯セザラン事ヲ要ス

第二條 塵芥採取ノ所ハ下京第拾五区南園小路并下京第拾七区五條堀川ノ二ヶ所ニシテ之レヲ化芥所トス

第三條 市中塵芥採取ノ費用毎戸別金壹錢裏屋八月別金半錢宛納ムヘシ

但毎月各町ニ於テ取集メ区長之ヲ取纏メ其翌月五日之ヲ当府舍密局ヘ持參スヘシ

第四條 塵芥採取ノ所ハ四圍ニ柵ヲ施シ門限アリ猥リニ入ヲ許セス

第五條 市中廢棄ノ塵芥等ハ貧民救済ノ為ニ供スルモノタルヲ以採取所ニ貯フル品ハ勿論輸送車ニ載タルモノハ猥リニ手ヲ下スヲ許サス

第六條 此車夫ハ別紙一印雛形ノ印鑑ヲ帶セリ

但各戸ノ塵芥ヲ取集ル時間ハ日々午前六時ヨリ午後第六時ニ至ル

第七條 敗穢ノ塵芥等アリテ至急ニ之ヲ除却セント欲セハ別紙二印雛形ノ振ヲ以其戸前ニ揭示スヘシ車夫直チニ就テ之レヲ採取ス

ベシ其費ハ第三條ニ示ス常式費用ノ外ニシテ車輛ニ付三錢ノ賃ヲ出スベシ若シ塵芥車輻ニ充タサル量ナレバ尅錢ヲ出スベシ但採取夫ヘ直チニ賃錢ヲ渡スヘカラス書面ニテ賃錢ノ多寡ヲ認メ所書姓名ヲ記シ押印シテ渡スヘシ後チ区戸長ヨリ之ヲ取集ムヘシ塵芥採除キ殊更至急ヲ要セハ其趣小学校詰番人ヘ告クヘシ番人直チニ其地方ノ採收所ニ報知スヘシ

第八條 道路川中橋梁等ニ敗穢ノ物塵芥等アラハ其区町ヲ順リ合フタル料夫 カ或ハ化芥所ニ之ヲ報スヘシ

化芥所事業

第九條 化芥所ニハ三箇ノ大蔽アリ甲乙丙ニ區別ス

第十條 甲蔽ハ輪車ニ載セ来リ塵芥等ヲ堆積シ有益ノ物品ヲ撰分ケ各自区分シ貯フ

但此撰分ケ物品及其品ヲ以製煉シ成ル発象物大約別紙第三印表面ノ如シ

第十一條 乙蔽ハ撰分セシ物品ヲ分析化スルノ處トス

但撰分并煉製教導師及會計方其他役員以下受業人ノ詰所ヲ兼タリ

第十二條 丙蔽ハ既ニ撰分ケヲ經シ化成糞肥料堆糞料及消石母土ヲ化成スヘキ塵芥貯蓄スルニ供ス

第十三條 化芥所ノ受業人ハ都下ノ貧民ヲ要ス各生計ノ為雇賃ヲ立遣スヘキ事

但男女老弱其體質ト健否ヲ量リ事業ヲ異ニス故ニ賃価ニ差等アリ

第十四條 受業人ハ各々自分見習印ヲ持參シ課業開放両度ノ報鐘ニ応シ事務詰所ニ至リ勤簿ニ押印スヘシ事務ハ此勤惰押印ヲ目的トシ雇賃ヲ仕払フナリ

第十五條 此所ニ於テ化成造製セシ物類ハ各発売シ其利益ヲ以貧民救済ニ充ツヘキナリ

第十六條 受業人タラン事ヲ願ハ別紙第四印雛形ノ振テ以出願ヘシ

第十七條 受業人ハ午飯ノ弁當ヲ携フベシ午飯半時ノ間ハ休業其間受業人ニ文化ヲ□ケ利用厚生天地化育ノ道理ヲ教諭スヘシ

但其時間ハ鐘声ヲ以報スヘシ時間ヲ誤ルヘカラス且受業人詰所ニ茶炭火等ヲ設ク此外

ニテ喫煙ヲ禁ス此場中ニ於テ飲酒不相成候
事

第十八條 当化芥所休

毎月十六日ノ午後半日

天長節一日

受業人其区ノ神祭午後半日

但右休暇タリトモ其日ハ全ク雇賃立遣スヘ

キ事

第十九條 此受業人病苦ニ係リ難渋ノ節ハ詮

議ノ上於療病院施療藥致シ遣スベシ其区戸

長ノ保証書ヲ以化芥所へ願出ヘシ

第二十條 此規則ニ背クモノハ相当ノ咎方申

付ヘキ事